高島平緑地（高島平九丁目地区）再整備基本計画

策定支援業務委託における事業者公募守秘義務に関する誓約書

令和７年　　月　　日

板橋区長　坂本　健　様

【共同企業体】

名　称

※共同企業体を結成してプロポーザル方式

の参加を申し込む場合のみご記入ください

【代表団体】

商号又は名称

所在地

代表者名　　　　　　　　　印

当社は、「高島平緑地（高島平九丁目地区）再整備基本計画策定支援業務委託における事業者公募」（以下、「本事業」といいます。）に参加することを目的（以下、「本目的」といいます。）として、本事業に係る本誓約書を提出した者にのみ開示される資料（以下、「守秘義務対象資料」といいます。）の開示を受けることを希望します。守秘義務対象資料の開示を受けるにあたっては、次の事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

# 第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

２　当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を区に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

３　当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示したものとして本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

# 第２条（秘密の保持）

当社は、区から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下、「法令等」といいます。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

# 第３条（善管注意義務）

当社は、区から開示を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、区又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、区又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

# 第４条（個人情報の取扱い）

区から開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により区及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により区及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

# 第５条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、当社が第７条第１項に従って守秘義務対象資料を破棄した場合であっても、また、当社が本事業に参加しなかった場合であっても、存続するものとします。

# 第６条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより区又は第三者（区に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますが、これに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

# 第７条（印刷物等の破棄等）

１　守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますが、これに限りません。）は、事業者決定後速やかに、すべて破棄又は消去することを約束します。

２　前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存すること、並びに、当該資料・情報等の保存が必要なくなった場合には、速やかに当該資料・情報等を破棄又は消去することを約束します。

以上